

## 令和6年度第1回岩手県国民健康保険運営協議会 議事録

(開催日時) 令和6年12月17日(火) 14時00分から14時35分まで

(開催場所) エスポワールいわて 3階 特別ホール

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 会長及び職務代行者の選任

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

- ① 令和5年度岩手県国民健康保険特別会計決算状況について

#### (2) 協議事項

- ① 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定について
- ② 岩手県国保ヘルスアップ支援事業について

### 5 その他

### 6 閉 会

### 出席委員

下長美保子委員、栃沢恵子委員、八森百合子委員、木村宗孝委員、滝川佐波子委員、大黒英貴委員、押切昌子委員、高橋聡委員、山中俊介委員、鈴木和彦委員、樋澤正光委員、田高誠司委員

### 欠席委員

後藤夕香里委員、高橋弥栄子委員、村上賢委員

### 議事

#### ○ 健康国保課総括課長

ただいまから、令和6年度第1回岩手県国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は、岩手県保健福祉部健康国保課の日向と申します。暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議会は、委員15名中、12名の出席をいただいております。

「国民健康保険法施行条例」第5条第2項に規定する過半数の出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、後藤委員、高橋弥栄子委員、村上委員は都合により欠席となっております。

また、本日の会議は、「岩手県国民健康保険運営協議会運営規程」第6条により公開とし、皆様の発言など議事の内容について、議事録を作成し、県のホームページに掲載いたしますので、予め御了承をお願いいたします。

開会にあたりまして、企画理事兼保健福祉部長から御挨拶を申し上げます。

## ○ 保健福祉部長

委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい時期にも関わらず、今年度1回目となる、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、それぞれの御立場で、本県の国民健康保険事業の健全な運営と、保健医療福祉行政の推進に御尽力いただいていることに関しまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、岩手県国民健康保険運営協議会は、平成30年度の国保制度改革により設置された県の諮問機関となっており、本日は、令和6年6月に任命させていただきました、新しい委員による最初の協議会となっております。

委員の皆様方におかれましては、今後3年間にわたり、国民健康保険事業の運営に関する事項につきまして、御審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本県の国民健康保険制度につきましては、県は財政運営の責任主体として、制度の安定的な運営に努めてきたところです。

昨年度におきましては、市町村との様々な協議や本協議会の審議を経て、「第3期岩手県国民健康保険運営方針」を策定し、今年度から方針に基づいた取組を進めているところです。

本日の協議会では、令和5年度における本県の国民健康保険特別会計の決算状況について御報告させていただき、令和7年度における事業費納付金の仮算定結果及び県が実施している保健事業の2点について、委員の皆様にご審議いただきたいと思います。

本日は、限られた時間ではありますが、国保制度の安定的な運営に向けて、皆様それぞれの立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

## ○ 健康国保課総括課長

続きまして、本日お集まりの委員の御紹介についてですが、配付している委員名簿をもって代えさせていただきますと思います。個々人の紹介は省略させていただきますので御了承願います。

次に会長及び職務代行者の選任に先立ちまして、事務局から説明します。

## ○ 事務局

お手元の資料1「会長及び職務代行者の選任」を御覧ください。

本日の協議会は、令和6年6月25日の委員改選後、初めての開催となることから、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行条例に規定を踏まえ、資料中段のポイントに記載しているとおり公益を代表する4名の委員の中から会長及びその職務代行者を決める必要があります。

公益を代表する委員は資料に記載している4名になっており、事務局からはそれぞれ御経験のある、高橋聡委員に会長を、山中委員に職務代行者に就任いただく案を提案させていただきます。資料1の説明は以上です。

## ○ 健康国保課総括課長

ただいまの説明のとおり、会長及び会長職務代行者は公益を代表する4名の委員の中から就任いただくこととなります。事務局案について皆様から御意見はありますか。

(異議なし)

ありがとうございます。御異議なしとさせていただきます。

それでは、会長は高橋聡委員、会長職務代行者は山中俊介委員にお願いしたいと思います。高橋委員、山中委員はよろしいでしょうか。

(両委員 了承)

ありがとうございます。それでは会長を高橋委員に、会長職務代行者を山中委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

この後議事に移りますが、議事につきましては、国民健康保険法施行条例第4条の規定により、「会長は、会務を総理し、会議の議長となる。」とされておりますので、この後の進行は高橋会長にお願いいたします。

高橋会長は、議長席に御移動いただき、会議の進行をお願いいたします。

## ○ 高橋会長

前期に引き続き会長を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い進めてまいります。

まずは、議事に入る前に、「岩手県国民健康保険運営協議会運営規程」第5条第2項の規定により、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

本日の協議会の議事録署名委員は、八森委員、下長委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(両委員了承)

よろしくお願いします。それでは、お二人の委員には、後日、議事録の署名について、よろしくお願いします。

次に、次第の「4 議事」に入ります。

この会議は複雑な議題が多いですが、今日は複雑な議題があまりありませんので、概ね1時間以内に終わるものと考えております。

今日予定している議題は、報告事項が1点と協議事項が2点あります。

(1) 報告事項①「令和5年度岩手県国民健康保険特別会計決算状況について」について、事務局から説明をお願いします。

## ○ 事務局

私からは報告事項として、令和5年度岩手県国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。資料2を御覧願います。

1ページ目は概要となります。令和5年度決算においては、単年度収支で4億3,100万円の黒字、国庫等の精算を踏まえると11億7,300万円の黒字となり、財政算定化基金に積み立てます。精算の過程は次のページで説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。

2ページ目は、1ページ目の精算の詳細になります。①の繰越金が4億3,174万円、そこに②普通交付金の精算による返還額、5億4,053万円を国庫精算の財源とし、③概算交付を受けている国庫の精算による追加交付2億99万円を行うと、11億7,326万円が県特別会計に剰余金として残ります。この金額は後年度の納付金軽減財源として県の財政安定化基金に積み立てられ、納付金算定において必要に応じて取り崩します。

以上が令和5年度の決算についての説明になります。

## ○ 高橋会長

ただいま事務局から説明がありました。何か御質問及び御意見があればお願いします。

(各委員からの意見や質問等なし。)

## ○ 高橋会長

よろしいでしょうか。では、決算については以上として、次に進めさせていただきます。

次に協議事項に入ります。

次に、(2) 協議事項「①令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定について」、事務局か

ら説明をお願いします。

## ○ 事務局

資料3「令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定について」を説明します。1ページを御覧ください。

最初に事業費納付金の概要について簡単に説明します。国民健康保険事業費納付金とは、県が国保財政の運営責任主体となってから始まった制度であり、県が市町村から徴収するもので、徴収する金額は県が算定しています。この事業費納付金を踏まえて市町村では国保税の税率を決定しています。納付金額と国保税の収納額は単純な相関関係にはありませんが、医療費が増加するといった理由で市町村が県へ納める金額が増加すると、市町村はその分収入を得る必要があるため、国保税の増加要因になります。また、令和7年度の事業費納付金の決定までの流れは資料の右下に記載しているとおりになっており、本日時点で国の仮係数に基づく算定である仮算定が終了しています。今後の流れとして、12月末に国から確定係数が示されますので、その係数による本算定を行い、年明け1月に市町村と協議のうえ、納付金額の決定・公表を行う流れとなっています。制度概要については以上です。2ページ目を御覧ください。

2ページ目では、先ほど説明した仮係数による算定、仮算定の結果を説明します。金額の算出の流れとして、図の①から③の合計から、収入④から⑥の合計を差し引くことで算出されます。各項目の金額算出についてですが、まず医療費のうち保険者が負担する金額の①保険給付費は過年度の医療費実績や医療費の伸び率から算出しています。次に後期高齢者医療制度や介護保険制度との負担バランスの調整のために県が支払う②後期高齢者支援金、③介護納付金、反対に県が交付される④前期高齢者交付金の3つの項目については、国が示した仮係数を基に算出しています。そして、国の係数や①の結果から、⑤の公費が算出され、県が保有している基金から取り崩す金額⑥を決めることで各項目の金額が決定されます。この算出の流れによって、⑦の結果のとおり納付金総額は277億円となりました。3ページ目を御覧ください。

2ページ目の算定結果から、納付金総額は277億円となりました。昨年度から2億円減少していますが、被保険者数が減ったことによる医療費総額が減少したことが主な要因です。1人当たりの納付金額で考えると、13万776円となり昨年度から5,012円上昇しています。これは医療の高度化及び高齢化により1人当たりの保険給付費が増加していることが主な要因です。資料のグラフにあるとおり、1人当たりの保険給付費は年々増加しています。1人当たりの納付金額もそれに応じて年々増加していく結果となっています。また、資料1番下に記載しているとおり、実際の納付金額は12月末の本算定結果によって決定となりますので、今回資料に記載している結果と異なる場合もありますので、御注意いただければと思います。資料3の説明は以上になります。

## ○ 高橋会長

説明ありがとうございました。この議題は例年協議している議題で、算定は仮算定と本算定があつて、今回の仮算定は資料に記載しているとおりです。今回初めて委員となられた方もいますので、制度のことがよくわからないといった疑問を持たれることもあるかと思います。それも含めて何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

(各委員からの意見や質問等なし。)

この議題に関しては今後、本算定を行い、その結果をまた御確認いただくことになると思いますので特に質問等なければ次に進めさせていただきます。それでは②「岩手県国保ヘルスアップ支援事業について」、事務局から説明をお願いします。

## ○ 事務局

それでは資料4「岩手県国保ヘルスアップ支援事業について」を御覧ください。県が市町村に対して実施しております、保健事業の支援である、岩手県国保ヘルスアップ支援事業について説明します。1ページ目を御覧ください。

まず、岩手県国保ヘルスアップ支援事業とは、保険者努力支援制度という国の交付金の枠組みを活用して実施しているもので、本制度は、医療費適正化に向けた取組等を評価し、その評価に応じて交付金が交付される仕組みを基本とし、令和2年度からは、「予防・健康づくり」の支援分が追加されました。本日は、主に「予防・健康づくり」のための交付金を活用して、県が実施している事業について説明したいと思います。2ページ目を御覧ください。

本交付金の予防・健康づくり支援は、都道府県及び市町村のどちらも対象となるものであり、県では、保健事業の基盤整備や人材の育成、市町村の現状分析等のためのデータ分析などの事業を実施しています。市町村でも「市町村国保ヘルスアップ事業」として、市町村が実施する住民向けの健康教室から、生活習慣病の予防の事業など、様々な対象者に向けた事業を展開しています。3ページ目を御覧ください。

県が実施している国保ヘルスアップ支援事業は、県が市町村の健康課題等を把握したり、市町村の保健事業を支援するために実施する事業が対象の事業となっており、県内の国保被保険者数に応じて、交付金の上限額が設定されています。岩手県は25万人未満のため、上限額が1億5,000万円ほどが活用可能な交付金額となります。4ページ目を御覧ください。

ここからは、具体的に、岩手県国保ヘルスアップ支援事業としてどのような事業を実施しているか説明します。①医療費適正化支援事業、こちらの事業では、県庁に専門職員を配置し、特定健診結果等の集計を行い、各市町村へ提供しています。②糖尿病性腎症重症化予防対策事業では、予防プログラムの効果的な実施のため、保健所等が主催して、圏域ごとの連絡会や検討会を実施しています。③保健指導技術高度化支援事業では、保健事業従事者のスキルアップを目指して、行政保健師・行政栄養士等向けの研修会を実施しています。5ページ目を御覧く

ださい。

④フレイル予防対策事業では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の支援として、市町村職員や医療専門職員を対象とした研修会を実施しています。⑤国保・後期データ活用支援事業では、国保連合会と連携して、各市町村の保健事業対象者の抽出やデータヘルス計画向けの情報提供を実施しています。⑥高血圧有所見者行動変容支援事業では、ベジメータを活用した保健指導などを実施して、対象者の行動変容を促すことを目的とした事業となっております。6、7ページを御覧ください。

こちらは、事業の一例ということでお示しさせていただきますが、先に説明した①医療費適正化支援事業で、県庁に配置している専門職員が現在作成しているデータです。特定健診の受診率・特定保健指導の実施率を全国・県平均・市町村ごとに比較し、目標に対する達成状況を地図中に落とし込んで色分けをしたり、受診率・実施率を棒グラフで比較できるような資料を作成して市町村の課題発見等につながるように支援しているところです。6、7ページは特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の市町村比較として、現在作成中のデータを一例として示させていただきました。8ページ目を御覧ください。

次年度と新規・拡充と記載していますが、県では、市町村の保健事業の支援に様々取り組んでおり、次年度も引き続き実施していく予定です。また、更なる支援の拡充も検討しており、市町村職員向けの研修や情報提供の充実・強化を図ることや、特定健診受診率向上のため、効果のある施策を検討するなど、市町村の保健事業がより充実したものとなるよう、引き続き支援してまいりたいと考えています。資料4の説明は以上になります。

#### ○ 高橋会長

説明ありがとうございます。事業計画について一通り説明いただきましたけれど御質問、御意見等あればお願いします。

#### ○ 滝川委員

フレイル予防対策事業の現時点の事業内容は研修を実施している段階なのでしょうか。

#### ○ 事務局

県の事業は研修段階であり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は各市町村が広域連合から受託して事業を実施していると承知しています。

#### ○ 大黒委員

ヘルスアップ事業は注目される事業であり、各団体連携しながら実施していただいていると思いますが、例えば特定健康診査の受診率と比べると特定保健指導の実施率は市町村ごとに差

が生じていると思います。やはり市町村のマンパワーとかいろいろ理由があるとは思いますが、是非、県の指導をもって、もうちょっと進めていただければ様々な部分で活用できるのかなと思っていますし、KDBのデータはしっかり着目していくと、県民がどういう病気になって、何に関連していくのか、いろいろわかることはあると思います。エビデンスをもって、県民に示すことができるデータだと思うので、是非市町村と連携してこれまで以上に事業に取り組んでいただければと思います。

## ○ 事務局

御意見ありがとうございます。

国保ヘルスアップ事業については、市町村の取組でまだまだ進めなければいけないことや、市町村間の差がまだ大きいこともあり、国保の事務指導を市町村に訪問して実施する際に、県の健康づくりの担当者も同行して、どんな取組を進めるのか、市町村の情報をお聞きしながら、あるいは他の市町村でどんな取組をしているか御紹介しながら、課をあげて連携して取組を進めているところです。マンパワーの問題であるとか、あるいは意識の差というところもあると思いますが、一気に実施率を上げていくことは難しいですが、地道に取組をこれからも進めていきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

## ○ 高橋会長

市町村もそれぞれ問題があると思いますので、改善を図りながら、連携を強めていただければと思います。この議題については終了したいと思います。

今回事務局が準備した議題は以上です。その他に移りますが、何か御意見等ありませんでしょうか。また、事務局からも何かあるでしょうか。

(各委員及び事務局から発言なし。)

それでは短時間ではありましたが今日の議事は以上としたいと思います。御協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

## ○ 健康国保課総括課長

高橋会長、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、令和6年度第1回岩手県国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては足元の悪い中御出席いただきありがとうございました。引き続き御指導をお願いします。以上でございます。



議事録署名者 会長 高橋 聡 

議事録署名者 委員 下長 美保子 

議事録署名者 委員 八森 百合子 